

確定申告書第一表「区分」欄への記載について（お願い）

「所得税及び復興特別所得税の確定申告書第1表」の事業所得及び不動産所得に係る収入金額欄には、「区分」欄が設けられており、納税者の方々の帳簿の作成や保存状況に応じて、「1～5」までの区分を記載していただくこととなっています。

この「区分」欄を記載していただくことで、電子帳簿保存や会計ソフト等の利用状況を含めた記帳実態の把握が可能となり、今後、国税庁が目指す「社会全体のデジタル化」の進捗を測定する参考指標の一つとなりますので、ご協力をお願いします。

税務署長 令和__年__月__日 令和 0		1 「優良な電子帳簿で記帳している場合」 電子帳簿保存法における優良な電子帳簿の要件を満たし、電磁的記録による保存に係る届出書（又は電磁的記録に係る承認申請書）を提出し、総勘定元帳、仕訳帳、その他必要な帳簿について電磁的記録による備付け及び保存を行っている。	
2 「会計ソフト等で記帳している場合」 ・会計帳簿（総勘定元帳、仕訳帳、その他必要な帳簿）の作成に当たり、会計ソフトを利用している。 ・Excel等の表計算ソフトを利用している場合でも、日々の取引を正規の簿記の原則（複式簿記）に従って記帳している。 ・納税者自身が会計ソフトを利用していない場合でも、会計事務所等記帳委託先が会計ソフトを利用している。 ※「1」に該当する場合を除きます。		3 「複式簿記により記帳している場合」 書面等により、総勘定元帳、仕訳帳、その他必要な帳簿を備え付け、日々の取引を正規の簿記の原則（複式簿記）に従って記帳している。 ※「1」又は「2」に該当する場合を除きます。	
4 「簡易な方法で記帳している場合」 日々の取引を正規の簿記の原則（複式簿記）以外の簡易な方法で記帳している場合 ※「2」に該当する場合を除きます。		5 「上記のいずれにも該当しない場合」 ・記帳の仕方が分からない。 ・記帳していない。	

（単位は円）

収入		事業所得	営業等	区分	ア	
		農業	区分	イ		
		不動産	区分1	ウ		
		配当	区分2	エ		